#### 1 ノルウェー

#### (1) 商標法の動向等

- 1) ノルウェーでは、1996 年 3 月 29 日からマドリッド協定議定書が発効している。 ノルウェーは、マドリッド協定には加盟していない。
- 2) 現行ノルウェー商標法(以下「商標法」という。) は、2010年3月26日に制定され、7月1日に施行されている。これに伴い、それ以前の1961年法(2003年改正) は廃止された<sup>1</sup>。同時に商標規則も、1996年規則(2008年改正)が廃止され、2010年6月25日に新たな商標規則(以下「商標規則」という。)が制定された。商標法、商標規則等は、世界知的所有権機構(WIPO)ホームページ<sup>2</sup>(英語)で閲覧可能である。日本国特許庁ホームページでは、現在は1961年法(2003年改正)及び1996年規則(2008年改正)が掲載されているが、2012年には新法に更新される予定である<sup>3</sup>。

## (2) 商標の定義

- 1) 「商標」として保護することができるのは、ある事業者の商品や役務を他の事業者 の商品や役務と識別できるあらゆる標章をいい、たとえば次のようなものが含まれ る(商標法2条1段落)。
  - (a) スローガン、個人名、文字、数字を含む言葉及び言葉の組合せ
  - (b) 図案及び絵画
  - (c) 商品の外観、形状又は包装

ただし、商品の性質から生じる形状、技術的目的から必要な形状又は商品に実質

商標法Laws → Main IP Laws: enacted by the Legislature (Date of current version) → Trademarks Act (Act No. 8 of March 26, 2010) http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=236218

商標規則 Implementing Rules/Regulations → Intellectual Property (Date of Current Version) → Trademark Regulations <a href="http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=236220">http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\_id=236220</a>

<sup>1</sup> 主な変更点は、①登録期間を、登録日から 10 年間を、出願日から 10 年間に変更、②異議申立期間を 2 ヶ月から 3 ヶ月へ延長、③登録商標に対する無効請求や取消請求が、裁判所への提訴のみから、ノルウェー産業財産庁への請求又は裁判所への提訴のいずれか一方の選択可能へ、④登録後の分割及び分割後の併合が可能に、⑤欧州経済領域(EEA=EU 諸国+ノルウェー+アイスランド+リヒテンシュタイン)外からの並行輸入が禁止に、⑥刑事罰が最長懲役 3 ヶ月から 1 年に、それぞれ変更されている。日本技術貿易ホームページTOPページ > 知財情報 > IPニュース > 【商標 NEWS】 ノルウェー http://www.ngb.co.jp/ip articles/detail/646.html

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> WIPO ホームページ→RESOURCES→WIPO LEX →Norway

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 特許庁ホームページ→法律・条約→外国産業財産権制度情報→ノルウェー→商標法・商標規則 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s sonota/fips/mokuji.htm

的な価値を付与する形状のみからなる標章は登録されない(商標法2条2段落)。

2) いかなる個人又は法人も、商標法の規定にしたがって、製造又は販売事業者の商品 又は役務を識別する標章として商標を独占的に使用する権利を取得することができ る(商標法 1 条)。

商標権は、商標法 2 章に従い国内登録簿に商標を登録することにより、又は商標法 10 章に従い国際登録により、ノルウェー全土について取得することができる(商標法 3 条 1 段落、2 段落)。

商標権は登録しなくとも使用により成立する。関連する商品又は役務についていずれかの事業者の標章としてノルウェーにおける需要者に広く知られていれば、商標が使用により成立していると考えられる。使用による商標がノルウェーの一部においてのみ成立している場合は、その独占権は、商標として成立している地域においてのみ有効である(商標法3条3段落)。

- 3) 「団体商標」とは、次のいずれかをいう(商標法1条2段落)。
  - (a) 協会又はその他の団体が取得する、その構成員が製造又は販売事業において商品や役務に団体商標を利用する独占権
  - (b) 商品又は役務の規格を制定し又は試験を行なっている公的機関、基金、協会その他の団体が取得する、当該規格又は試験が適用される商品又は役務に商標を使用する独占権(保証商標又は証明商標)

#### (3) 方式要件

国際登録の領域指定が国際事務局から通知された場合、ノルウェー産業財産庁は、 商標法 14 条から 16 条までの登録要件が満たされているかの審査を行う(商標法 70 条 1 段落、商標規則 47 条 1 段落)。

しかし、国際登録の領域指定における方式要件についての特別の規定は設けられておらず、国内出願に関する規定も一部を除き準用されていない $^4$  (商標規則 47 条 1 段落)が、国内出願に関する規定を参考にすると、出願書類 (MM2) の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

#### 出願書類(MM2)の記載

#### (1)出願人

特段の規定はない(商標規則2条1号、3条)。したがって、ノルウェーについては、MM2第2欄(f)の記載をしなくとも、拒絶されるおそれはないと考えられる。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 商標規則 1 段落では、国内出願に関する規定のうち、団体商標に関する商標規則 4 条、権利不行使(disclaimer)に関する商標規則 11 条及び情報提供に関する商標規則 12 条のみが言及されている。なお、商標法 14 条から 16 条該当性の審査に関して準用されている商標法 20 条では、出願方式に関する商標法 12 条も審査対象となっているが、これをもって方式要件が準用されているとは言えないであろう。

#### (2)マーク

国内出願の場合には、言語商標、図形商標、混合商標、立体商標というマークの種類についての記載及び色彩の主張を伴うか否かの記載が要求されている(商標規則8条1段落)が、国際登録の領域指定においては、MM2第7(d)欄、第8(a)欄、第9(d)欄にチェックを行う事で良いと考えられる。ただし、日本の国内商標出願/登録番号を基礎とする場合には色彩のみからなる商標は現在認められていないので注意されたい。

なお、国内登録商標の場合には、出願後、全体的な印象に影響を与えない範囲に おいて商標の些細な変更を申請することができる<sup>5</sup> (商標法 **13** 条、商標規則 **9** 条) が、国際登録の場合には難しいと思われる。

#### (3)標準文字制度

特に規定はないが、MM2 第 7(c)欄に標準文字の主張をして国際出願したとしても 暫定拒絶の理由にはならない。国内では文字商標について商標見本の提出が要求さ れないため、文字商標は全て標準文字として認められると考えられる。(商標規則 8条)

日本語の漢字・片仮名・平仮名のマークについては、文字商標ではなく、図形商標とみなされると考えられる。日本語のみからなる商標であるという事由では暫定拒絶とはならない<sup>6</sup>が他方、読みの音についての保護を求める場合には、別に文字商標の出願をすることが望ましいと考えられる。

# (4)色彩に係る主張

特段の規定はない。ただし、色彩又は色彩の組合せのみからなる商標の場合には、 国際色彩分類システムに基づく色彩番号の指定が要求されている(商標規則 8 条 4 段落)が、日本の国内商標法において色彩のみからなる商標は現在認められていな いため、日本を本国官庁とする国際登録には該当しない。

#### (5)標章音訳

特段の規定はない。ただし、ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則<sup>7</sup>に従って必ずMM2の第9(a)欄に記載しなければならない。

# (6)標章の翻訳

特段の規定はない。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定

3

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 登録後にも変更可能であるが、申請には手数料 1100 クローネの支払いが必要であり、変更後の商標は国内登録簿に記録され、特許公報に公告される(商標法 34 条)。手数料額は、ノルウェー産業財産庁ホームページ(英文)→Trademark→Fees http://www.patentstyret.no/en/Trademarks/Fees/

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 国際登録番号 840785「一番搾り」データベース ROMARIN の書誌画面では No verbal element found と表示される。旧法下ではあるが、ノルウェーでは、暫定的拒絶の通報が発行されることなく登録されている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 第 9 規則(4)(a)(xii)。

拒絶は出ていない8。

(7)商標が意味を持たない造語を含む場合 特段の規定はない。

## (8)立体商標

国内出願では、立体商標である旨の記載が要求されている(商標規則8条1段落)。 基礎となる国内出願/登録が立体商標の場合には、MM2の第9(d)欄のthree dimensional mark にチェックする必要がある(商標規則8条1段落)。

立体商標については、商標全体のデザインを表示するのに必要な数の商標見本の 提出が要求されており、ノルウェー産業財産庁は審査に必要であれば、立体商標の 立体模型の提出を求めることができるとされている(商標規則8条3段落)。

国際登録の領域指定においても、基礎出願又は登録と同一の商標見本の提出でほ とんど問題はないと思われるが、暫定的拒絶の通報がなされた場合には、対応する 必要があるかも知れない。

#### (9)団体商標

ノルウェー産業財産庁から通知を受けた後 3 カ月以内に、当該団体商標の使用に関する規則をノルウェー産業財産庁に直接送付しなければならない<sup>9</sup>。応答期間からみて、暫定的拒絶の通報により通知されると考えられる。暫定的拒絶の通報に対する応答については、「(5)暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続」参照。

当該規則は、英語10で作成する(商標規則47条1段落)。

当該規則には、特に、(a) 団体商標の使用許諾を受けられる者とその条件、(b) 団体商標の不正な使用又は使用規則の違反により生じる結果、(c) 団体商標の所有者が使用規則違反者に対して損害賠償を請求する義務、(d) 所有者の使用者に対する、特定の監督機関を利用した監督権限を含む権利義務、が規定されていなければならない(商標規則4条)。

(10)標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11)標章の称呼

特段の規定はない。

(12)ディスクレーム制度

<sup>9</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

<sup>8</sup> 注6と同じ。

<sup>10</sup> ノルウェー国内出願の場合、出願書類自体は英語での作成も可能であるが、団体商標の使用規則と商標を使用する指定商品及び役務の指定はノルウェー語でなければならない (商標規則6条)。

ノルウェー産業財産庁が商標についてディスクレームの宣言(disclaimer)が必要であると判断したときは、出願人に通知され、出願人がノルウェー産業財産庁が提案するディスクレームを承諾しないときは、出願は拒絶される(商標規則 11 条)。本条の規定は、国際登録の領域指定についても準用される(商標規則 47 条 1 段落)。

国際登録の領域指定において、MM2 第 9(g)欄にディスクレームを記載しておけば 考慮されると考えられる。

## (13)商品及び役務

ニース分類のすべての区分の表題(headings)を受け付ける<sup>11</sup>。 商品及び役務は明瞭かつ明確でなければならない。(商標規則 10 条 2 段落)。 区分は昇順に記載しなければならない(同上)。

#### (14)使用の意志の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求める共通規則 7 条(2)に基づく宣言はしていないので、不要である $^{12}$ 。

#### (15)その他

日本からの国際登録出願は現在のところ該当しないが、音響商標、動的商標 (moving trademark) の場合には、適切な媒体による商標見本の提出が要求されることがある(商標規則8条4段落)。音響商標については、音符による商標の説明も必要である(同上)。

パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願書類に優先権主張をする旨および優先権の主張の根拠となる最初の出願日と出願番号を記載することが要求され(商標規則 13 条 4 段落)、ノルウェー産業財産庁が所定の期間内に当該情報の有効性の証明を求めることがあるとされている(商標規則 13 条 5 段落)が、国際登録の領域指定については、議定書 4 条 2 項 13 に基づき、証明書類の提出は不要と考えられ、

## パリ条約第4条D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

<sup>12</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html">http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html</a>

<sup>13</sup> 議定書4条2項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第4条Dに定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

国際出願MM2「6 PRIORITY CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

#### (4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

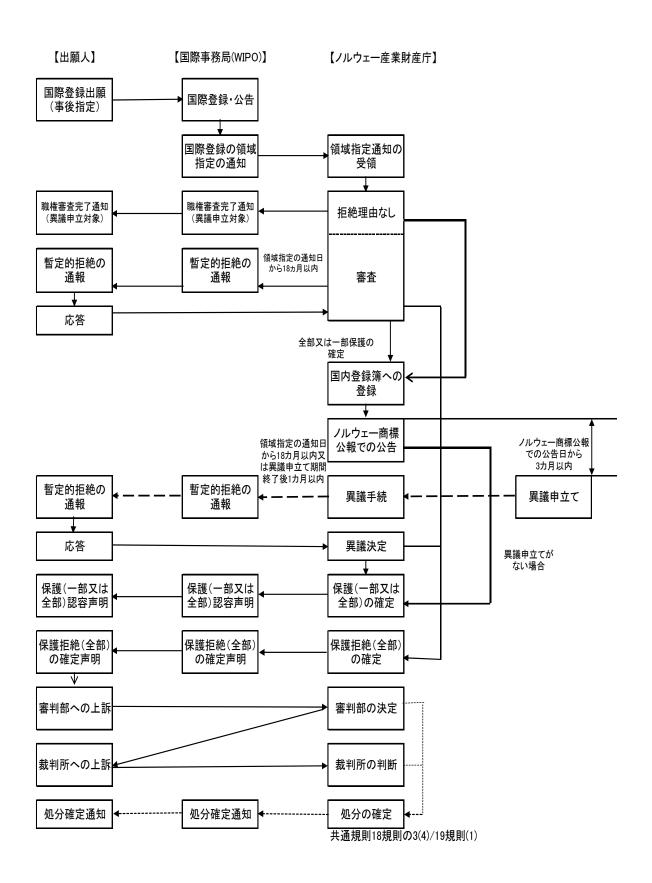
するもの)に掲載する。

<sup>(3)</sup> 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後の出願の日から3箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

<sup>(4)</sup> 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

<sup>(5)</sup> 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、 その番号は、(2)に定める方法で公表される。



- 1) 国際登録の領域指定は、ノルウェー産業財産庁の審査を経て国内登録簿に登録された場合には、ノルウェー国内で登録された商標と同一の効力を有する(商標法 72 条 1 段落)。国内登録簿への登録による保護は、国際登録の日(事後指定の場合は事後指定の日)に遡って有効となる(同上)。
- 2) ノルウェー産業財産庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、商標法 14条から16条に定める登録要件を満たしているかを審査する(商標法70条1段落)。 商標法14条及び15条は絶対的拒絶理由であり、16条は相対的拒絶理由である。
- 3) ノルウェー産業財産庁が、国際登録の領域指定は登録要件を満たしていると判断したときは、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。また、ノルウェー産業財産庁は、共通規則 18 規則の 2(1)(a)に基づき、職権による審査が完了し拒絶の理由は発見しなかったが、標章の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を国際事務局に送付し、国際事務局は当該声明の写しを国際登録の名義人に送付する(共通規則 18 規則の 2(2))。
- 4) ノルウェー産業財産庁は、国際登録の領域指定が登録要件を充足していないと判断したときは、当該国際登録の領域指定の保護の全部又は一部を拒絶し、暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する(商標法 70 条 3 段落、商標規則 47 条 2 段落、共通規則 17 規則(4))。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 17 規則(4))。国際事務局への暫定的拒絶の通報の発送は、ノルウェー産業財産庁が、国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月以内に行なわれる<sup>14</sup>(商標法 70 条 3 段落、商標規則 47 条 2 段落)。

国際登録の名義人は、ノルウェー産業財産庁が暫定的拒絶の通報を発送した日から3カ月以内<sup>15</sup>に、ノルウェー産業財産庁に対して、当該国際登録の領域指定がノルウェーにおいて全部又は一部の保護が認められるべきかについて再審査するよう要請することができる(商標法70条4段落、商標規則48条)。

再審査の結果、保護が認められる場合には、ノルウェー産業財産庁は、当該国際 登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内 で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> ノルウェーは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言及び当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言を行なっている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html">http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 延長可能である。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→As Designated Office <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated</a>

国際登録の名義人が、再審査を請求しない場合には、暫定的拒絶の通報において 拒絶された範囲において、ノルウェー国内における当該国際登録の領域指定の保護 を放棄したものとみなされる<sup>16</sup>。したがって、当該国際登録の領域指定の全部拒絶又 は一部拒絶(拒絶対象でない一部の保護)が確定する。

5) 国際登録の領域指定について、ノルウェーでの保護の確定の公告の日から 3 カ月以内に、誰でも、異議申立てをすることができる(商標法 71 条 1 段落)。

国際登録の領域指定がノルウェー産業財産庁に通知された日から 18 カ月以内に異議申立てがあったときは、ノルウェー産業財産庁は、暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する(商標規則 50 条 1 段落)。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 17 規則(4))。

異議申立てが当該 18 カ月の期間経過後に申し立てられる可能性があるとき 17 は、ノルウェー産業財産庁は、共通規則 16 規則(1)(a)及び(b)に基づき当該 18 カ月の期間経過後に異議申立てに基づき国際登録の領域指定の保護が拒絶されることがある旨の通知を行う(商標規則 50 条 2 段落)。この通知後、異議申立てがあった場合には、ノルウェー産業財産庁は異議申立期間終了後 1 カ月以内に、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する(同上)。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 17 規則(4))。

- 6) ノルウェー産業財産庁が、3)に記載された共通規則 18 規則の 2(1)(a)に基づく声明送付後、異議申立てがないまま異議申立期間が経過した場合は、当該国際登録の領域指定は、ノルウェーにおいて保護されるとみなされ、ノルウェー産業財産庁は、速やかに、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を送付する(商標法 71 条 2 段落、商標規則 47 条 2 段落、共通規則 18 規則の 3(1))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の3(5))。
- 7) 暫定的拒絶の通報に対してノルウェー産業財産庁に応答する場合に、ノルウェーの 代理人を通じて行なうことは要求されていないので、直接国際登録の名義人が行な うことも可能である<sup>18</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 暫定的拒絶の通報のサンプル 10 欄参照。国際登録の領域指定の保護の放棄については、なんらの通知も送付されない。なお、部分拒絶については、国際登録番号 1044199 「PlanOrder」の暫定的拒絶の通報参照。

<sup>17</sup> ノルウェーは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言の他、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/madrid/gazette/remarks/declarations.html">http://www.wipo.int/madrid/en/madrid/gazette/remarks/declarations.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before

ただし、提出書類等の言語は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語 でなければならない<sup>19</sup> (商標規則 **53** 条 **2** 段落)。他の言語で提出した場合、ノルウ ェー産業財産庁は、一定の期間内にノルウェー語への翻訳を求める(同上)。 また、その後のノルウェー産業財産庁からの連絡は、ノルウェー語である<sup>20</sup>。

- 8) 国際登録の名義人が、ノルウェー産業財産庁が職権審査に基づく暫定的拒絶の通報 を送付した日から3カ月以内<sup>21</sup>に再審査を請求しない場合には、暫定的拒絶の通報に おいて拒絶された範囲において、ノルウェー国内における当該国際登録の領域指定 の保護を放棄したものとみなされる<sup>22</sup>。国際登録の名義人は国際事務局を経由して国 際登録の領域指定の一部の保護又は全部の最終的拒絶の通報を受領することとなる (共通規則 18 規則の 3(2),(3),(5))。 当該最終的拒絶については、ノルウェー産業財 産庁審判部(Board of Appeal)に上訴することができる(商標法 49条1段落)。
- 9) ノルウェー産業財産庁の職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に対して再審査を請 求したが、最終的に全部拒絶が確定した場合や全部又は一部の保護が確定し公告さ れた後異議申立てがなかった場合及び異議申立てについてのノルウェー産業財産庁 の判断が下された場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定 し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、ノルウェー産業財産庁は、その旨 国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局か ら、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

# ② 審査内容

ノルウェー産業財産庁は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由について審査<sup>23</sup>を行う

IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc

19 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄では、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又 は英語となっている。ただし、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報では、ノルウェー語、 デンマーク語又はスウェーデン語であり、英語は含まれていない(国際登録番号 1034501 「OMEGA PHARMA」の暫定的拒絶の通報(部分拒絶)参照。)なお、商標規則 53 条で 6 条2段落2文と3段落は準用されているが、ノルウェー産業財産庁は個別の事例において 他の言語の使用を認めることがあるとされている4段落は準用されていない。

- <sup>20</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄参照。
- <sup>21</sup> 延長可能である。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→As Designated Office http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated

なお、暫定的拒絶の通報のサンプル 10 欄後段参照。

- <sup>22</sup> 暫定的拒絶の通報のサンプル 10 欄参照。国際登録の領域指定の保護の放棄については、 なんらの通知も送付されない。
- <sup>23</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→As Designated Office http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated

(商標法 70 条 1 段落、14 条、15 条、16 条)。

ノルウェー産業財産庁は、商標法 14条、15条の絶対的拒絶理由がないこと、必要なディスクレームがなされていること、登録の障害となる先の登録商標または国際登録の領域指定がないことを審査する(商標規則 47条1段落、商標法 20条1段落)。しかし、商標法 16条に規定する登録の障害となるその他の他人の権利については、ノルウェー産業財産庁がその存在を知ったときは審査するが、それ以外の場合に特に審査することはしない<sup>24</sup>(商標規則 47条1段落、商標法 20条2段落)。

#### ③ 暫定的拒絶通報の期間

ノルウェー産業財産庁は、国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する(商標規則 50 条 1 段落、マドリッド協定議定書 5 条(2)(b))。

ただし、異議申立てが当該 18 カ月の期間経過後に申し立てられる可能性があるとき <sup>25</sup>は、ノルウェー産業財産庁は、共通規則 16 規則(1)(a)及び(b)に基づき当該 18 カ月の期間経過後に異議申立てに基づき国際登録の領域指定の保護が拒絶されることがある旨の通知を行う(商標規則 50 条 2 段落、共通規則 18 規則の 2(1))。この通知後、異議申立てがあった場合には、ノルウェー産業財産庁は異議申立期間終了後 1 カ月以内に、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する(同上)。

# ④ 絶対的拒絶理由の内容

- 1) 一般的拒絶理由
  - (a) 商標は、(2) 1)記載の商標の定義<sup>26</sup>に該当するものであり、グラフィック(線描)で表現できるものでなければならない。また、関連する商品又は役務の標識として識別力を有するものでなければならない(商標法 14 条 1 段落)。
  - (b) 次の標章又は表示のみ、又は些細な変更若しくは付加のみからなる商標は登録 されない(商標法 14条2段落)。
    - (i) 商品もしくは役務の種類、品質、数量、用途、価格もしくは原産地、商品の製

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> したがって、登録商標や国際登録の領域指定の存在については調査するが、他人の氏名 との類似等については、特別の調査はせず、審査官に明白である場合等にのみ拒絶される ト考えられる

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> ノルウェーは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言の他、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations

http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html <sup>26</sup> 商標法**2**条

造時期もしくは役務の提供時期又は商品若しくは役務のその他の特徴を示す標 識

- (ii) 通常の言語表現又は誠実かつ確立された取引慣行にしたがって商品又は役務 を慣用的に表す標識
- (c) (a)及び(b)記載の登録要件は、出願時と登録時のいずれにおいても存在しなければならない(商標法 14条3段落)。(a)の後段及び(b)の審査にあたっては、出願時に存在するあらゆる状況、特に、出願以前の使用による効果を考慮しなければならない(同上)。
- (d) 団体商標においては、(b)にかかわらず、製造又は販売事業者が原産地を表示するために使用する標章は登録することができる(商標法 14 条 4 段落)。

## 2) 公益的拒絶理由

- (a) 次の商標は登録されない(商標法 15条1段落)。
  - (i) 法令又は公共の秩序に反し、又は犯罪を引き起こす商標
  - (ii) 例えば商品又は役務の性質、品質又は原産地について、詐欺を引き起こす商標
  - (iii) ノルウェー刑法 328 条 1 段落 4 号又は 2 段落に規定する紋章その他の標章、 国旗又はこれらの標章又は旗と理解されるあらゆるものを含む商標(正当な権 限を有しない場合に限る)
- (b) ぶどう酒又は蒸留酒については、原産地を表示しているとみなされる表示からなり又はこれらの表示を含む商標は、当該ぶどう酒又は蒸留酒の原産地が表示と 一致する場合を除き、登録されない(商標法 15 条 2 段落)。

#### ⑤ 相対的拒絶理由の内容

次の商標には、関連する権利の所有者の同意がない限り、商標は登録されない(商標法 16条)。ただし、ノルウェー産業財産庁は、登録の障害となる先の登録商標または国際登録の領域指定がないことを審査する(商標規則 47条1段落、商標法 20条1段落)が、登録の障害となるその他の他人の権利については、ノルウェー産業財産庁がその存在を知ったときのみ審査する<sup>27</sup>(商標規則 47条1段落、商標法 20条2段落)。

- 1) 当該商標の使用により、ノルウェー国内の他人の商標、商号又はその他の取引上の標章についての権利の侵害となる商標
- 2) 出願前に他人が商品又は役務を識別する標章として使用を開始し現在も使用している商標、商号又はその他の取引上の標識との混同を生じ、出願人が出願時に当該

<sup>27</sup> したがって、登録商標や国際登録の領域指定の存在については調査するが、他人の氏名 との類似等については、特別の調査はせず、審査官に明白である場合等にのみ拒絶される と考えられる。

使用を知っており、産業上又は商業上の正当な慣行に反して出願されたと考えられる商標

- 3) 他人(死後長期間が経過している死者を除く)の名前、芸名又は肖像と認識される ものを含む商標
- 4) 他人が所有する保護される創作的もしくは知的作品を標章の使用者が明確に所有していると認識されるものを含む商標又は創作的・知的作品、写真もしくはデザインについてノルウェーにおける他人の権利を侵害する商標
- 5) 農産物の品質管理に関する法律第6号(1932年6月17日)及び食品製造及び食品安全に関する法律第124号(2003年12月19日)に基づく規則により保護されている表示について、他人のノルウェーにおける権利を侵害する商標

# (5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明(使用言語)、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
  - 1) ノルウェーからの国際登録出願は英語による<sup>28</sup>こととされており、暫定的拒絶の通報も英語でなされている。
  - 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶29とがある。
  - 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

13

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→As Office of Origin <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=origin">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=origin</a>
<sup>29</sup> 暫定的拒絶の通報のサンプルV 欄参照。



ノルウェー産業財産庁の 表示

Notification of Provisional Refusal based on an Ex Officio

**Examination (to WIPO)**Pursuant to Rule 17(2) of the Common Regulations under the Madrid Agreement concerning the international registration of marks and the Protocol relating to that Agreement.

暫定的拒絶の通報:議定書の 共通規則 17 規則(2)に基づ き、WIPO に通知

I.	Name and address of the Office making the notification:  Norwegian Industrial Property Office Telephone: +47 22 38 73 00  P.O.Box 8160 Dep., N-0033 OSLO, NORWAY Telefax: +47 22 38 73 01	I. 拒絶を発する機関: ・ノルウェー産業財産庁
II.	International registration:	<ul><li>・住所</li><li>・電話番号、FAX 番号記載</li></ul>
III.	Date of Subsequent Designation (if any):(yyyy.mm.dd)	・ 電品番号、FAX 番号記載 ■ II. 国際登録番号
IV.	Holder of the international registration:	Ⅲ. 事後指定日
		(該当する場合)
		IV. 国際登録の
٧.	The scope of the refusal:	名義人の名称、住所
	☑ Provisional refusal for all goods	V. 拒絶の範囲
	Descriptional mostial refusal for some of the goods and (or coming	・全ての商品に対する拒絶
	☐ Provisional partial refusal for some of the goods and/or services	・一部の商品/役務に
VI.	Grounds for refusal:	対する部分拒絶
	Absolute grounds: <b>Trademark Act Section 14-</b> The trademark is considered to be devoid of any distinctive character and/or it can be used in trade to designate the	
	goods in question. It describes a significant characteristic of the goods claimed, and	VI. 拒絶理由の記載
	is also unable to distinguish the goods of the holder from those of others. The mark	<ul><li>VI. 拒絕理由の記載</li><li>・絶対的拒絶理由:商標法</li></ul>
	consists of the words may be perceived as "of the highest quality" and may be perceived as a "result" lindicates	
	that by using the claimed goods, you will get the best result and indicates the quality	14 条に基づく拒絶の理由の
	of the claimed goods, namely "soaps, cosmetics and perfumery". Consequently, it	説明
	must be refused.	• 相対的拒絶理由
	Relative grounds: Likelihood of confusion with:	
VII.	The relevant provisions of the Norwegian Trademarks Act are under XI.	VII. 商標法の関連規定は、 XI に記載。
VIII.	Date of provisional refusal: (yyyy.mm.dd) 2011.09.16 Response must be received within: (yyyy.mm.dd) 2011.12.16	
	See more information under X about the time limit and which actions you need to take — if you want to request a review of the provisional refusal.	─────────────────────────────────────
	ii you want to request a review of the provisional refusal.	応答期限の表示。
IX.	Signature by the Office:	詳細は、Xに記載。
	THE NORWEGIAN INDUSTRIAL PROPERTY OFFICE	
	Line Reum	IX. ノルウェー産業財産庁に
		よるサインと担当者名
(Nati	onal reference no.: 201106236) Number of continuation sheets: 2	

Continuation sheet no: 1	 	
Int. reg. Number:	 	

X. The holder of the registration may request a review of the provisional refusal. The Norwegian Industrial Property Office must receive the request no later than 3 months from the date of this provisional refusal (The time limit is indicated under point VIII). Such request must provide an address of correspondence and be filed in Norwegian, Danish, Swedish or English. The Norwegian Industrial Property Office will respond in Norwegian. Please note that if The Norwegian Industrial Property Office, either subsequent to review or appeal, accept the designation of Norway, a post grant opposition may be filed against the mark within 3 months from the publication of the mark.

If the holder does not respond to this provisional refusal within the time limit, the international registration shall be considered abandoned in Norway for the goods/services that are excluded (Trademark Act Section 70 and 23). The international registration shall be resumed if the holder, within two months from the expiration of the time limit responds to the provisional refusal and pays the stipulated fee (NOK 500,-). Please note that The Norwegian Industrial Property Office does not send any notifications to the holder that the international registration is abandoned in Norway.

**XI.** The relevant provisions of the Norwegian Trademarks Act regarding the grounds of this provisional refusal:

#### § 2. Signs that may be trademarks

A trademark may consist of any sign capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of another, such as words and combinations of words, including slogans, names, letters, numerals, figures and pictures, or the shape of the goods, their get-up or their packaging.

A trademark right may not be acquired for signs that consist exclusively of a shape that results from the nature of the goods themselves, is necessary to obtain a technical result or adds substantial value to the goods.

## § 14. General conditions of registration

A trademark to be registered shall consist of a sign which is capable of being protected pursuant to Section 2 and capable of being represented graphically. It shall have distinctive character as a sign for the relevant goods or services.

A trademark cannot be registered if it exclusively, or only with insignificant changes or additions, consists of signs or indications that:

- a) indicate the kind, quality, quantity, intended purpose, value or geographical origin of the goods or services, the time of production of the goods or of the rendering of the services or other characteristics of the goods or services, or
- b) constitute customary designations for the goods or services according to normal linguistic usage or to loyal, established business practice.

The conditions in paragraphs one and two shall be met on both the date of application and the date of registration. When assessing a proposed trademark pursuant to paragraph one, sentence two, and paragraph two, it is necessary to take into consideration all circumstances that prevailed on the date of application, in particular effects of use of the trademark prior to this time.

- X. 暫定的拒絶の通報への 応答に関する詳細説明:
- ・再審査請求の期限は、拒絶 日から3ヶ月以内。ノルウェ 一語、デンマーク語、スウェ 一デン語、又は英語で、連絡 先住所を添えて提出。審査官 からの応答は、ノルウェー 語。審査の結果、保護が認め られた場合、公報発行日から 3ヶ月以内に異議申立てが 可能。
- ・応答期限を過ぎた場合には、2  $\gamma$  月以内であれば、規定料金 (500 クローネ)を添えて、再審査可能。

XI. 拒絶理由として適用される国内法の条項の説明:

Continuation sheet no: 2

Int. reg. Number: 1076742

A sign that is used in an industrial or commercial undertaking to indicate the geographical origin of goods or services may, without impediment by the provisions in paragraph two, be registered as a collective mark.

XI. 拒絶理由として適用される国内法の条項の説明: (続き)

- ② 暫定的拒絶通報への応答期間
  - 1) 国際登録の名義人は、ノルウェー産業財産庁が暫定的拒絶の通報を発送した日から 3カ月以内に、ノルウェー産業財産庁に対して、当該国際登録の領域指定がノルウェーにおいて全部又は一部の保護が認められるべきかについて再審査するよう要請することができる(商標法 70条 4 段落、商標規則 48条)。
  - 2) 暫定的拒絶の通報に対してノルウェー産業財産庁に応答する場合に、ノルウェーの 代理人を通じて行なうことは要求されていないので、直接国際登録の名義人が行な うことも可能である<sup>30</sup>。

ただし、提出書類等の言語は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語でなければならない<sup>31</sup> (商標規則 48条、53条2段落)。他の言語で提出した場合、ノルウェー産業財産庁は、一定の期間内にノルウェー語への翻訳を求める(同上)。また、その後のノルウェー産業財産庁からの連絡は、ノルウェー語である<sup>32</sup>。

- 3) 国際登録の名義人はノルウェー産業財産庁からの通知等を受領する住所を届出なければならない<sup>33</sup>。届出ない場合には、国際登録に記載された名義人の住所、名称、代理人がある場合は、代理人の住所、名称が通知を受領する住所とみなされる(商標規則 48 条、54 条、3 条)。届出された住所はいつでもノルウェー産業財産庁に通知して変更することができる(同上)。住所が不正確等により送達できない場合には、ノルウェー商標公報への当該通知の公告から 4 週間後に送達されたとみなされる(商標法 77 条 3 段落)。
- 4) 国際登録の名義人が暫定的拒絶の通報の発送日から 3 カ月以内に再審査請求をしなかった場合には、拒絶の対象である指定商品及び役務についての国際登録の領域指定の保護は放棄されたとみなされるが、当該期間経過後 2 カ月以内に、国際登録の名義人が、暫定的拒絶の通報に応答し、所定の手数料(500 ノルウェー・クローネ)を支払えば、国際登録の領域指定についての手続が再開される<sup>34</sup>(商標法 70 条 5 段落、23 条 4 段落)。

<sup>30</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

<sup>31</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄では、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語となっている。ただし、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報では、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語であり、英語は含まれていない(国際登録番号 1034501「OMEGA PHARMA」の暫定的拒絶の通報(部分拒絶)参照。)なお、商標規則 53 条で6条 2 段落 2 文と 3 段落は準用されているが、ノルウェー産業財産庁は個別の事例において他の言語の使用を認めることがあるとされている 4 段落は準用されていない。

<sup>32</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄 1 段落参照。

<sup>33</sup> 同上。

<sup>34</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄 2 段落参照

#### ③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報に対してノルウェー産業財産庁に応答する場合に、ノルウェーの 代理人を通じて行なうことは要求されていないので、直接国際登録の名義人が行なう ことも可能である<sup>35</sup>。

ただし、提出書類等の言語は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語でなければならない $^{36}$  (商標規則 53 条 2 段落)。他の言語で提出した場合、ノルウェー産業財産庁は、一定の期間内にノルウェー語への翻訳を求める(同上)。また、その後のノルウェー産業財産庁からの連絡は、ノルウェー語である $^{37}$ 。

## ④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

- 1) 暫定的拒絶の通報に対してノルウェー産業財産庁に応答する場合に、ノルウェーの 代理人を通じて行なうことは要求されていないので、直接国際登録の名義人が行な うことも可能である<sup>38</sup>。名義人が、ノルウェー語で対応できるのであれば、日本に在 住していながら対応することが可能である。
- 2) ただし、提出書類等の言語は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語でなければならない<sup>39</sup> (商標規則 53 条 2 段落)。他の言語で提出した場合、ノルウェー産業財産庁は、一定の期間内にノルウェー語への翻訳を求める(同上)。また、そ

<sup>38</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

39 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄では、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語となっている。ただし、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報では、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語であり、英語は含まれていない(国際登録番号 1034501「OMEGA PHARMA」の暫定的拒絶の通報(部分拒絶)参照。)なお、商標規則 53 条で6条 2 段落 2 文と 3 段落は準用されているが、ノルウェー産業財産庁は個別の事例において他の言語の使用を認めることがあるとされている 4 段落は準用されていない。

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄では、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語となっている。ただし、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報では、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語であり、英語は含まれていない(国際登録番号 1034501「OMEGA PHARMA」の暫定的拒絶の通報(部分拒絶)参照。)なお、商標規則 53 条で6条 2 段落 2 文と 3 段落は準用されているが、ノルウェー産業財産庁は個別の事例において他の言語の使用を認めることがあるとされている 4 段落は準用されていない。

<sup>37</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄 1 段落参照。

の後のノルウェー産業財産庁からの連絡は、ノルウェー語である<sup>40</sup>。

- 3) 国際登録の名義人はノルウェー産業財産庁からの通知等を受領する住所を届出なければならない<sup>41</sup>。届出ない場合には、国際登録に記載された名義人の住所、名称、代理人がある場合は、代理人の住所、名称が通知を受領する住所とみなされる(商標規則 48 条、54 条、3 条)。届出された住所はいつでもノルウェー産業財産庁に通知して変更することができる(同上)。住所が不正確等により送達できない場合には、ノルウェー商標公報への当該通知の公告から 4 週間後に送達されたとみなされる(商標法 77 条 3 段落)。
- ⑤ 暫定的拒絶通報に対しノルウェー産業財産庁に直接応答しない場合又は直接応答後 も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略
  - 1) 暫定的拒絶の通報(全部/一部)に応答しない場合
    - (a) 審査に基づく暫定的拒絶の通報の場合
      - (i) 国際登録の名義人が、ノルウェー産業財産庁が職権審査に基づく暫定的拒絶の通報を送付した日から 3 カ月以内<sup>42</sup>に再審査を請求しない場合には、暫定的拒絶の通報において拒絶された範囲において、ノルウェー国内における当該国際登録の領域指定の保護を放棄したものとみなされる<sup>43</sup>。
      - (ii) ただし、暫定的拒絶の通報の応答期間経過後 2 カ月以内に、国際登録の名義人が、暫定的拒絶の通報に応答し、所定の手数料(500 ノルウェー・クローネ)を支払えば、国際登録の領域指定についての審査手続が再開される44(商標法70条5段落、23条4段落)。
      - (iii) ノルウェーにおける国際登録の領域指定の全部の保護を放棄したとみなされる場合には、国際登録の名義人は国際事務局を経由して最終的拒絶の通報を受領することとなる(共通規則 18 規則の 3(3)、(5))。当該最終的拒絶<sup>45</sup>については、ノルウェー産業財産庁審判部(Board of Appeal)に上訴することができる(商標法 49 条 1 段落)。
      - (iv) ノルウェーにおける国際登録の領域指定の一部の保護を放棄したとみなされ

<sup>42</sup> 延長可能である。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→As Designated Office <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=designated</a>

なお、暫定的拒絶の通報のサンプル 10 欄後段参照。

<sup>40</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄 1 段落参照。

<sup>41</sup> 同上。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 暫定的拒絶の通報のサンプル 10 欄参照。国際登録の領域指定の保護の放棄については、なんらの通知も送付されない。なお、部分拒絶については、国際登録番号 1044199 「PlanOrder」の暫定的拒絶の通報参照。

<sup>44</sup> 暫定的拒絶の通報サンプル X 欄 2 段落参照

<sup>45</sup> ノルウェー産業財産庁第一審査部が行なう(商標法 47条1段落)。

る場合には、残りの部分について、ノルウェー産業財産庁は、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う<sup>46</sup> (商標法 70 条 2 段落)。その後異議手続が行なわれる。異議申立てがなかった場合には、国際登録の名義人は、国際事務局を経由して暫定的拒絶の通報後の保護を与える旨の声明を受領することとなる(共通規則 18 規則の 3(2)、(5))。

(b) 異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報

異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報に応答しない場合には、異議申立てについてのノルウェー産業財産庁の判断が下され、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、ノルウェー産業財産庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。ノルウェー産業財産庁の異議決定の内容は異議申立人にも通知され、国内登録簿に登録され、公告される(商標法 71 条 4 段落)。保護の拒絶の異議決定については、ノルウェー産業財産庁第二審査部(審判部)47に上訴することができる(商標法 49 条 2 段落)。

#### 2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

- (a) ノルウェーにおける国際登録の領域指定の全部拒絶が確定した場合には、国際登録の名義人は国際事務局を経由して最終的拒絶の通報を受領することとなる (共通規則 18 規則の 3(3)、(5))。当該最終的拒絶<sup>48</sup>については、ノルウェー産業財産庁審判部(Board of Appeal)に上訴することができる(商標法 49条 1 段落)。
- (b) ノルウェーにおける国際登録の領域指定の一部拒絶が確定した場合には、残りの部分について、ノルウェー産業財産庁は、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う<sup>49</sup>(商標法 70 条 2 段落)。その後異議手続が行なわれる。異議申立ての場合

<sup>46</sup> ノルウェー産業財産庁は、共通規則 18 規則の 2(1)(b)に基づく、職権による審査が完了 し拒絶の理由は解消したが、標章の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象 となっている旨の声明を国際事務局に送付することはしていないようである。国際登録番 号 1044199「PlanOrder」参照。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 商標法には、第二審査部の手続や決定についての上訴の規定はなく、審判部 (Board of Appeal) と同じであると考えられる。商標法 51 条 2 段落参照。また、暫定的拒絶の通報では審判部 (Board of Appeal) となっている。国際登録番号 1034501 参照。

<sup>48</sup> ノルウェー産業財産庁第一審査部が行なう(商標法 47条1段落)。

<sup>49</sup> ノルウェー産業財産庁は、共通規則 18 規則の 2(1)(b)に基づく、職権による審査が完了し拒絶の理由は解消したが、標章の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を国際事務局に送付することはしていないようである。国際登録番号 1044199「PlanOrder」参照。

の手続と結果については、(9) 異議手続を参照。

異議申立てがなかった場合には、国際登録の名義人は、国際事務局を経由して暫定的拒絶の通報後の保護を与える旨の声明を受領することとなる(共通規則 18 規則の 3(2)、(5))。

3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定 の申請をした場合

国際登録の領域指定について、指定商品又は役務の全部または一部が適用されなくなったときは、同時にかつ適用されなくなった範囲において、ノルウェーにおける効力は失効し、その旨国内登録簿に記載され、公告される(商標法 74 条)。したがって、国際事務局に商品又は役務の限定の申請をし、これが国際登録簿に記録されノルウェー産業財産庁に当該限定が通知された場合、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、ノルウェーでの国際登録の領域指定の保護は限定後の範囲において認められると考えられる。

ただし、当該限定が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報に対する応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるので、当該限定を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

#### (6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

- 1) ノルウェー産業財産庁が、国際登録の領域指定の全部が登録要件を満たしていると判断したときは、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。また、ノルウェー産業財産庁は、共通規則 18 規則の 2(1)(a)に基づき、職権による審査が完了し拒絶の理由は発見しなかったが、標章の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を国際事務局に送付し、国際事務局は当該声明の写しを国際登録の名義人に送付する(共通規則 18 規則の 2(2))。
- 2) 国際登録の名義人が、ノルウェー産業財産庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報に応答して、再審査を請求し、再審査の結果、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が認められる場合にも、ノルウェー産業財産庁は、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法70条2段落)。
- 3) 異議申立てが国際事務局が国際登録の領域指定をノルウェー産業財産庁に通知した日から 18 カ月の期間経過後に申し立てられる可能性があるとき<sup>50</sup>は、ノルウェー

<sup>50</sup> ノルウェーは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5条(2)(b)の宣言の他、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5条(2)(c)の宣言もして

産業財産庁は、共通規則 16 規則(1)(a)及び(b)に基づき当該 18 カ月の期間経過後に異議申立てに基づき国際登録の領域指定の保護が拒絶されることがある旨の通知を行う(商標規則 50 条 2 段落)。この通知後、異議申立てがあった場合には、ノルウェー産業財産庁は異議申立期間終了後 1 カ月以内に、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する(同上)。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 17 規則(4))。

- 4) ノルウェー産業財産庁が、1)に記載された共通規則 18 規則の 2(1)(a)に基づく声明送付後、異議申立てがないまま異議申立期間が経過したときは、ノルウェー産業財産庁は、速やかに、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を送付する(共通規則 18 規則の 3(1))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。
- 5) ノルウェー産業財産庁の職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に対して再審査を請求し、全部又は一部の保護が確定し公告された後異議申立てがなかった場合及び異議申立てについてのノルウェー産業財産庁の判断が下された場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定した場合には、ノルウェー産業財産庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

#### (7) 登録

- 登録簿
  - 1) ノルウェー産業財産庁が、国際登録の領域指定の全部又は一部が登録要件を満たしていると判断したときは、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。
  - 2) 国際登録の領域指定が国内登録簿に登録された場合には、ノルウェー国内で登録された商標と同一の効力を有する(商標法 72 条 1 段落)。国内登録簿への登録による保護は、国際登録の日(事後指定の場合は事後指定の日)に遡って有効となる(同上)。
  - 3) 国内登録簿の国際登録に関する記載事項は次のとおりである(商標規則30条)。
    - (a) 国際登録番号
    - (b) 国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所
    - (c) 代理人の氏名又は名称及び住所<sup>51</sup>

いる。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations

http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html

<sup>51</sup> 国際登録出願の代理人ではなく、ノルウェーにおける代理人と考えられる。

- (d) 書類等の送達のための宛先
- (e) 国際登録日
- (f) 国際事務局が国際登録の領域指定をノルウェーに通知した日
- (g) 優先権主張の有無。ある場合は、優先権主張をする出願の出願国、出願日、出 願番号
- (h) ノルウェーの領域指定の日及び事後指定日
- (i) ノルウェーでの効力に関する決定日
- (j) 商標の種類を含む商標見本と、必要な場合には補足説明
- (k) ディスクレームの宣言がある場合にはディスクレームの内容
- (1) ノルウェーで保護が認められる商品及び役務の英文表示
- (m) 国際登録の公告日<sup>52</sup>及びノルウェーにおける保護の決定
- (n) 存続期間又は該当する場合には更新された期間の満了日
- (o) 団体商標の場合の使用規則
- (p) 国内登録の代替の通知又は国内登録への転換請求
- (q) 審査過程において交換された書類、支払済・発生済又は返還済の手数料、異議申立ての有無と異議決定、無効又は取消の存在とその効力発生日、更新等の期限猶予の申請とこれについての決定、無効又は取消についての行政手続請求の有無とそれらについての決定、無効又は取消についての司法手続請求の有無とそれらについての決定、ノルウェー産業財産庁第二審査部(審判部)<sup>53</sup>への上訴、裁判所への審決取消請求、ノルウェー産業財産庁に送付された法的拘束力のある決定の写しと決定の内容
- (r) 代理人の資格変更に伴う新代理人
- (s) 譲渡及びライセンス
- (t) 出願人、名義人、代理人又は使用権者の氏名又は名称及び住所の変更
- 4) 国際登録の領域指定の全部又は一部について、ノルウェーでの保護が確定した場合の公告の内容は、上記登録事項の(a)から(o)までである。(商標規則 32 条)

# ② 登録証書の発行

ノルウェー国内登録についても、公告はされるが登録証書の交付についての記載はなく、国際登録の領域指定について、ノルウェー産業財産庁から直接登録証書等が交付されることはないと考えられる。

<sup>52</sup> 国際公告ではなく、ノルウェーにおける公告日と思われる。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 商標法には、第二審査部の手続や決定についての上訴の規定はなく、審判部 (Board of Appeal) と同じであると考えられる。商標法 51 条 2 段落参照。また、暫定的拒絶の通報では審判部 (Board of Appeal) となっている。国際登録番号 1034501 参照。

## (8) 登録後の注意事項

1) 所有者の住所不定等による取消請求

国際登録の名義人の存在に疑問があり、又はその住所が不明の場合には、誰でも ノルウェー産業財産庁に登録の抹消を請求することができる(商標法 43 条 1 段落)。

当該請求があった場合には、ノルウェー産業財産庁は、国際登録の名義人(代理人)に合理的な期限内の報告を求める。国際登録の名義人が当該期間内に報告しない場合には、ノルウェー産業財産庁は登録の抹消の可否について決定する(商標法43条2段落、3段落)。当該通知は書留その他目的のために十分な方法で行なわれるが、商標登録の名義人の住所が不明の場合にはノルウェーの商標公報に掲載される(同上)。

# 2) 不使用取消

(a) 国際登録の名義人が、商標登録に関する最終決定の日<sup>54</sup>から 5 年以内に又は連続して 5 年間、正当な理由なく、ノルウェーにおいて国際登録に係る商標を指定商品又は役務に実際に使用しなかった場合には、商標登録は、裁判所の決定又は商標法に定めるノルウェー産業財産庁の再審手続の決定により取り消され(商標法 37 条 1 段落)、国際登録の領域指定の保護が取り消される。利害関係者は誰でも当該請求をすることができる(商標法 39 条)

登録された態様と細部においては異なるが識別力に影響しない態様での使用、 輸出のためのノルウェーでの商品又はその包装への使用、又は商標権者の同意を 得た第三者の使用も、当該請求の審査においては、商標権者の使用とみなされる (商標法 37 条 2 段落)。

- (b) 国際登録の領域指定に係る商品又は役務の一部のみについて取消理由がある場合は、その一部の商品又は役務についてのみ保護が取り消されるものとする(商標法 38条)。
- 3) 拒絶理由に基づく無効又は取消請求
- (a) 無効請求
  - (i) 国際登録の領域指定が、商標法 14 条から 16 条の絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由を有する場合には、裁判所の決定又は商標法に定めるノルウェー産業財産庁の再審手続の決定により無効となる(商標法 35 条 1 段落)。団体商標の場合に、出願時に使用規則が提出されず審査期間中に補正されなかった場合も同様である(同上)。利害関係者は誰でも当該請求をすることができる(商標法 39 条)。絶対的拒絶理由に基づく無効訴訟の請求は、ノルウェー産業財産庁も提起することができる(同上)。

<sup>54</sup> 保護認容声明の発送日と考えられる。

- (ii) 次の場合には、無効とはならない。
  - (7) 当該商標の登録出願が先の商標の存在を知らないで行なわれ、かつ、先の商標の所有者が後の商標の登録の日から継続して5年間、後の商標のノルウェーにおける使用を知りながら何らかの対策をとらなかったとき(商標法35条1段落、8条1段落)。使用されているのが一部の商品又は役務の場合には、当該商品及び役務についてのみ権利が制限される(同上)。
  - (イ) 当該商標の使用により侵害する先の商標権が取り消されるべきものであるとき(商標法 35 条 2 段落)
  - (ウ) 当該商標の使用により侵害する先の商標権が使用により成立したものであ り、かつ、ノルウェーの一部の地域でのみ成立したものであるとき(同上)

#### (b) 取消請求

次の商標は、裁判所の決定又は商標法に定めるノルウェー産業財産庁の再審手続の決定により取り消される(商標法 36条)。利害関係者は誰でも当該請求をすることができる(商標法 39条)また、ノルウェー産業財産庁も訴訟を提起することができる(商標法 39条)。

- (i) 公序に反し、又は犯罪を引き起こすこととなった商標
- (ii) 商標権者の作為又は不作為により登録範囲に属する商品又は役務の関連 市 場又は産業における普通名称となった場合
- (iii) 商標権者又は商標権者の同意を得た第三者の使用により、商標が、公衆を、 例えば商品又は役務の種類、品質又は原産地について、欺瞞することとなった 場合
- (iv) 団体商標の使用規則の変更がノルウェー産業財産庁に直ちに通知されなかった場合又は団体商標が登録された使用規則に違反して使用され、商標権者が合理的な期間内に当該使用を禁止する措置をとらなかった場合

#### 4) 指定商品又は役務の変更

商標権者は、指定商品又は役務のリストが、最新のニース分類に適合していることを確認する責任を負う(商標規則 58 条 1 段落)。商標権者は、指定商品及び役務の指定又は限定を請求することができる(商標規則 58 条 2 段落)。ノルウェー産業財産庁は、商標権者の意見を聞いた上で、職権で指定商品又は役務を変更し、変更後の指定商品又は役務が登録簿に登録され、公告される(商標規則 58 条 3 段落)。

5) ノルウェーにおける国際登録の領域指定に関する商標登録の譲渡又はライセン スは国際事務局に通知されるが、当該商標に関する訴訟等は、常に国際登録に登 録された名義人に対して行なわなければならない(商標法72条4段落)。

## (9) 異議

- 1) ノルウェー産業財産庁が、国際登録の領域指定が登録要件を満たしていると判断したときは、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。
- 2) 国際登録の名義人が、ノルウェー産業財産庁の職権審査に基づく暫定的拒絶の通報に応答して、再審査を請求し、再審査の結果、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が認められる場合にも、ノルウェー産業財産庁は、当該国際登録の領域指定を国内登録簿に登録し、当該国際登録の領域指定がノルウェー国内で有効である旨の公告を行う(商標法 70 条 2 段落)。
- 3) 国際登録の領域指定について、ノルウェーでの保護の確定の公告の日から 3 カ月以内に、誰でも、異議申立てをすることができる(商標法 71 条 1 段落)。異議申立てがあった場合には、その旨国内登録簿に記録され、公告される(商標法 71 条 1 段落、26 条 1 段落)。
- 4) 国際登録の領域指定がノルウェー産業財産庁に通知された日から 18 カ月以内に異議申立てがあったときは、ノルウェー産業財産庁は、暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付する(商標規則 50 条 1 段落)。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 17 規則(4))。

異議申立てが当該 18 カ月の期間経過後に申し立てられる可能性があるとき<sup>55</sup>は、 ノルウェー産業財産庁は、共通規則 16 規則(1)(a)及び(b)に基づき当該 18 カ月の期間 経過後に異議申立てに基づき国際登録の領域指定の保護が拒絶されることがある旨 の通知を行う(商標規則 50 条 2 段落)。この通知後、異議申立てがあった場合には、 ノルウェー産業財産庁は異議申立期間終了後 1 カ月以内に、国際事務局に暫定的拒 絶の通報を送付する(同上)。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通 知される(共通規則 17 規則(4))。

5) ノルウェー産業財産庁は、異議申立てによって提起された要素についてのみ審査する。ただし、異議申立てが取り下げられた場合においても、特別の理由がある場合には、異議手続を続行する(商標法 71 条 1 段落、27 条 4 段落、商標規則 25 条)。 国際登録の名義人には、異議取下げをノルウェー産業財産庁が受理した日から 2 カ

<sup>55</sup> ノルウェーは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言の他、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言もしている。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations http://www.wipo.int/madrid/en/madrid/gazette/remarks/declarations.html

月以内にその旨通知される(商標規則25条)。

6) 国際登録の名義人が応答した場合には、ノルウェー産業財産庁は、決定を下す前に 更に当事者間での連絡が必要かどうかについて決定する(商標規則 25 条)。

複数の異議申立てがあった場合には、反対するものがいない限り、併合して審理する(商標法71条1段落、27条3段落)。

- 7) ノルウェー産業財産庁は、商標法 14 条から 16 条に定める絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由があると判断するときは、国際登録の領域指定の保護の全部又は一部を拒絶する(商標法 71 条 2 段落)。ただし、暫定的拒絶の通報が、国際登録の領域指定がノルウェーに通知された日から 18 カ月以内(当該期間内に、当該経過後の異議申立ての可能性について国際事務局に通知した場合には、異議申立期間満了後 1カ月以内)に、国際事務局に送付されなかったときはこの限りでない。
- 8) ノルウェー産業財産庁が国際登録の領域指定は登録要件をみたしていると判断するときは、異議を棄却する(商標法 71 条 3 段落)。
- 9) ノルウェー産業財産庁の異議決定の内容は、国際登録の名義人及び異議申立人に通知される(商標法 71 条 4 段落)。上訴の権利と上訴の期間も合わせて通知される(商標規則 26 条)。また、決定の結果は国内登録簿に記録され、公告される(同上)。

ノルウェー産業財産庁は、異議決定の内容を国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2),(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。保護の拒絶の異議決定については、ノルウェー産業財産庁第二審査部(審判部)<sup>56</sup>に上訴することができる(商標法 49条2段落)。

# (10) 上訴

- 1) 審判部への上訴
  - (a) ノルウェー産業財産庁第一審査部の国際登録の領域指定に関する決定については、ノルウェー産業財産庁審判部(Board of Appeal)に上訴することができる(商標法 49条1段落)。

異議申立てに関する決定については、ノルウェー産業財産庁第二審査部(審判部)<sup>57</sup>に上訴することができる(商標法 49条2 段落)。

いずれも、上訴の対象である決定の通知を受けた日から 2 カ月以内で、ノルウェー産業財産庁に提出する(商標法 50 条 1 段落)

(b) 上訴が提起された場合には、他の当事者に可及的すみやかに通知される(商標法 51 条 1 段落)。当該他の当事者は合理的な期間内に意見を述べることができる

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> 商標法には、第二審査部の手続や決定についての上訴の規定はなく、審判部 (Board of Appeal) と同じであると考えられる。商標法 51 条 2 段落参照。また、暫定的拒絶の通報では審判部 (Board of Appeal) となっている。国際登録番号 1034501 参照。
<sup>57</sup> 同上。

(同上)。

(c) 上訴の要件が満たされている場合において、ノルウェー産業財産庁第一審査部は、上訴が成立することが明らかな場合には決定を破棄し、又は修正する(商標法 51条 2 段落)。

そのような決定がなされない場合には、上訴は審判部に送付される(同上)。第 一審査部が第二審査部(審判部)<sup>58</sup>に答弁書を送付した場合には、その写しが当事 者に送付される(同上)。

- (d) 上訴の要件がみたされていない場合には、上訴人に補正又は意見書の提出の機会が与えられるが、所定の期間内に要件が満たされない場合には、上訴は棄却される(商標法 51 条 3 段落)。
- (e) ノルウェー産業財産庁審判部は、上訴で提起された問題の調査を行う。そのため上訴で言及されていない要素についても検討する。上訴が取り下げられても、特別の理由がある場合には、ノルウェー産業財産庁審判部は審査を継続する(商標法51条4段落)。
- 2) 審判部の決定についての上訴

ノルウェー産業財産庁審判部の決定については、当該決定が通知された日から 2 ヵ月以内に裁判所に上訴することができる(商標法 52 条 1 段落、2 段落)。ノルウェー産業財産庁審判部の決定には、上訴期限に関する情報が記載される(商標法 52 条 2 段落)。

# (11) 権利行使

- ① 権利の発生時期、条件
  - 1) 商標権は、商標法 2 章に従い国内登録簿に商標を登録することにより、又は商標法 10 章に従い国際登録により、ノルウェー全土について取得することができる(商標 法 3 条 1 段落、2 段落)。

商標権は登録しなくとも使用により成立する。関連する商品又は役務についていずれかの事業者の標章としてノルウェーにおける需要者に広く知られていれば、商標が使用により成立していると考えられる。使用による商標がノルウェーの一部においてのみ成立している場合は、その独占権は、商標として成立している地域においてのみ有効である(商標法3条3段落)。

2) 国際登録の領域指定が、国内登録簿に登録された場合には、ノルウェー国内で登録された商標と同一の効力を有する(商標法 72 条 1 段落)。国内登録簿への登録による保護は、国際登録の日(事後指定の場合は事後指定の日)に遡って有効となる(同上)。

<sup>58</sup> 同上。

- 3) 商標権者は、商標権者の同意なく、次の場合に標章を産業上又は商業上の取引に 使用することを禁止する効力を有する(商標法 4 条 1 段落)。
  - (a) 商標の保護対象である商品又は役務について商標と同一の標章を使用すること
  - (b) 混同のおそれがある場合、例えば標章の使用により当該標章と商標とが関連しているという印象を与える場合の、同一又は類似の商品又は役務について、商標と同一又は類似の標章の使用
- 4) ノルウェーで著名な商標を正当な理由なく使用するときは、著名な商標の名声又は 識別性を不当に利用し、又は害する場合には、当該著名な商標の商標権者は、商標 権者の同意なく、著名な商標と同一又は類似の標章を類似しているか否かにかかわ らずいかなる商品又は役務についても使用することを禁止することができる(商標 法4条2段落)。
- 5) 使用とは、次の行為をいう(商標法 4 条 3 段落)。口頭での使用(verbal use) も、商標の使用とみなす(商標法 4 条 4 段落)。
  - (a) 商品又は包装に標章を付すること
  - (b) 標章を付した商品の販売を申し込み、市場に提供し、保管し、引き渡し、又は標章の下で役務提供の申込みをし、又は提供すること
  - (c) 標章を付した商品を輸入し又は輸出すること
  - (d) 商標を取引書類や広告に使用すること
- 6) 次の場合には、商標権者は、自己の商標登録の使用を禁止することはできない。
  - (a) 登録商標に基づく権利は、商標の単独では登録できない要素には及ばない(商標法5条1段落)。
  - (b) 他人が公正な取引上の慣行にしたがっている場合には、商標権者は、他人 が、 取引において、次のものを使用することを禁止することはできない(商標法 5 条 2 段落)。
    - (i) 自分の名前、名称又は住所
    - (ii) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造時期も しくは役務の提供時期、その他の特徴の説明
    - (iii) 例えば附属品や交換部品の場合等、商品又は役務の用途を示すのに必要な商標
    - (iv) (団体商標として登録された原産地表示の独占権)原産地表示
  - (c) (商標権の消尽)商標権者により又は商標権者の同意の下に EEA 域内において市場に置かれた商品については、商標の使用を禁止することはできない(商標法 6条1段落)。ただし、当該商品の更なる販売に反対する正当な理由、たとえば市場に置かれた後に、商品の品質が変更され、又は害された場合等には、商標権を行使することができる(商標法 6条2段落)。

(d) 商標の登録出願が先の商標の存在を知らないで行なわれ、かつ、先の商標の所有者が後の商標の登録の日から継続して 5 年間、後の商標のノルウェーにおける使用を知りながら何らの対策をとらなかったときは、両方の商標が併存する(商標法 8 条 1 段落)。使用されているのが一部の商品又は役務の場合には、当該商品及び役務についてのみ権利が併存する(同上)。使用による商標の場合には合理的な期間内59に対策をとっていない場合に同様とされる(商標法 8 条 2 段落)。

裁判所は、相当と認めるときは、一方又は両方の標章を特定の形式や様式で使用し、所有者名や所在地を付加して使用し、又は特定の地域特定の商品又は役務についてのみ使用する等の特別の方法で使用することを命じることができる(商標法9条2段落)。

7) 辞書、手引、教科書その他のノンフィクションの出版物の出版にあたっては、登録商標の商標権者が要求するときは、商標が、®等、登録商標である旨の明示の断り書きなしで使用されないようにする義務を負う(商標法 11 条 1 段落、3 段落)。もし、これを怠った場合には、合理的な方法で訂正の発行を行う費用を負担しなければならない(商標法 11 条 2 段落)。

## ② 侵害訴訟の提起 (差止請求・損害賠償)

- 1) 裁判所は、他人の商標権を侵害している者に対し、当該行為を繰り返すことを禁止 する差止命令を発することができる(商標法 57 条)。
- 2) 故意又は過失により、他人の商標権を侵害したものは、商標の使用についての相当の対価を支払うとともに、侵害により生じたその他の損害を賠償する責任を負う(商標法 58 条 1 段落)。

侵害行為について非難されるべき程度が低い場合は、対価や損害賠償は減額される(商標法 58 条 2 段落)。過失なく侵害した者についても、裁判所は、相当の範囲で、対価や損害賠償の支払いを命じることができる(商標法 58 条 3 段落)。

商標権者は、商標の使用権を有する他人に生じた損害の賠償を請求することもできる(商標法 58 条 4 段落)。

対価や損害賠償の支払いは、侵害が登録の公告後又は侵害者が国際登録の領域指定が行なわれたことを知った後に行なわれた場合に認められる(商標法 58 条 5 段落)。 対価や損害賠償請求の時効は、登録の時から起算される(同上)。

3) 商標権者の要求に基づき、裁判所は、商品に付された商標の変更又は除去を命じることができる(商標法 59 条 1 段落)。他に方法がない場合には、商品の特定の方法による改造、廃棄又は商標権者への譲渡<sup>60</sup>を命じることができる(同上)。

<sup>59</sup> 著名商標の場合、他人の使用を知ってから 5 年以内に対策をとれば合理的な期間内の対策とみなされる(商標法 8 条 2 段落)。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 損害賠償は減額されることになる(商標法 **59**条 **1**段落)。

裁判所は、商標権に違反して使用されているドメインネームの削除又は商標権者 への譲渡といった、新たな侵害を防止する措置について決定することができる(商 標法 59 条 2 段落)。

- 4) 民事事件においては、裁判所又はノルウェー産業財産庁が無効又は取消の決定を行なっている場合にのみ、登録の無効又は取消が推認される(商標法 60 条)。
- 5) 故意による商標権侵害には、罰金又は 3 カ月以内の懲役の刑が科される(商標法 61 条 1 段落)。相当の違法な収入を得ることが目的の場合は、罰金又は 1 年以下の懲 役である(同上)。

商標の登録が公告された後の侵害のみが刑事罰の対象である(商標法 61 条 2 段落)。 公益のために必要な場合を除き、商標権者が告訴した場合にのみ処罰対象となる親 告罪である(同上)。

## (12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

- 1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い
  - (a) ノルウェーにおいて保護されている国際登録の全部又は一部が、基礎出願又は 基礎登録が消滅したことにより取り消された場合において、当該国際登録の名義 人であった者が、同一の商標についてノルウェーで出願した場合、次の条件が満 たされるときは、当該出願は、国際登録日又は事後指定日に出願されたものとみ なされる(商標法 75 条 1 段落)。国内出願には手数料の支払いが必要である<sup>61</sup>。
    - (i) 国際登録が取り消された日から3カ月以内に出願されること
    - (ii) 出願は、ノルウェーで保護されていた国際登録の指定商品又は役務以外の指 定商品又は役務を含まないこと
  - (b) ノルウェーにおいて保護されている国際登録の全部又は一部が、マドリッド協定議定書の加盟国がマドリッド協定議定書を脱退したことにより取り消された場合において、当該国際登録の名義人であった者が、同一の商標についてノルウェーで出願した場合、次の条件が満たされるときは、当該出願は、国際登録日又は事後指定日に出願されたものとみなす(商標法 75 条 2 段落)。
    - (i) 加盟国の脱退が効力を生じた日から2年以内に出願されること
  - (ii) 出願は、ノルウェーで保護されていた国際登録の指定商品又は役務以外の指 定商品又は役務を含まないこと
  - (c) (a)、(b)いずれの場合にも、当該国際登録の領域指定がノルウェーで保護されることが確定していた場合には登録されるが、審査中の場合には、通常の国内

http://www.patentstyret.no/en/Trademarks/Fees/

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> 出願手数料は、3 区分まで 2,600 クローネ、追加 1 区分につき 650 クローネとなっている。(1 クローネ約 14.09 円 2012 年 2 月 21 日 Yahoo!ファイナンス) ノルウェー産業財産庁ホームページ(英文)→Trademark→Fees

出願と同様の審査を受けることとなる<sup>62</sup>。

## 2) 代替の取扱い

- (a) 名義人が同一商標についてノルウェーにおいて有効な国際登録の領域指定と国内登録の両方を所有しており、国際登録の領域指定の保護の確定が国内登録よりも遅く、国内登録の指定商品及び役務の全部が国際登録の領域指定の指定商品又は役務に含まれている場合には、国際登録の領域指定が、国内登録に代替する(商標 73 条 1 段落)。これによって、ノルウェーの国内登録により取得された権利に影響は及ぼさない(同上)。
- (b) 商標権者が請求する場合には、ノルウェー産業財産庁は、国際登録の領域指定による国内登録の代替を国内登録簿に記録し、公告する(商標法 73 条 2 段落)。
- (c) 2007 年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するノルウェー産業財産庁 の回答によると、
  - (i) 代替の申請には手数料が必要とされているが、商標規則等には手数料の支払い についての規定はない。
  - (ii) 国内登録の商品又は役務がすべて国際登録に含まれていない場合には代替は 生じない。
  - (iii) 国内登録と国際登録の併存が認められる。
  - (iv) セントラルアタック等により国際登録の転換申請がされても、代替した国内 登録の優先日等は承継される。代替された国内登録の登録簿に国際登録が注記 されることなく、国内登録が更新されなかった場合でも国内登録の効力を維持 する。

ということである。

#### (13) 議定書に関する宣言

ノルウェーは、次の宣言を行なっている<sup>63</sup>。

- 1) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言
- 2) 当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言

<sup>62</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→Miscellaneous <a href="http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc">http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=misc</a>

<sup>63</sup> WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Norway→General Information http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/no.html?part=general

3) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8条(7)(a)の宣言

# (14) ノルウェーに特徴的な制度

- 1) 国際登録では難しいと思われるが、動的商標(moving trademark)の登録が認められているようである(商標規則 8 条 4 段落)。
- 2) 商標の要素のうち、単独では登録できない部分については権利が認められず、ノルウェー産業財産庁がディスクレームを要求する場合がある(商標規則 11 条)。

# (15) ノルウェー産業財産庁ウェブサイト等から入手可能な情報

①ノルウェー商標検索システム

参照アドレス: <a href="http://www.patentstyret.no/en/">http://www.patentstyret.no/en/</a> (英語)

(http://www.patentstyret.no/no/ (ブークモール(書籍語)))

(<a href="http://www.patentstyret.no/nn/">http://www.patentstyret.no/nn/</a>) (ノルウェー語))

## 検索手順:



## 手順1:

ノルウェー産業財産庁 (英語版) のトップペ ージ http://www.patentstyret.

http://www.patentstyret.no/en/

の「Trademarks」を クリック



# 手順2: 商標についての各種

商標についての各種 説明のページ

左枠内の「Before you apply」をクリック

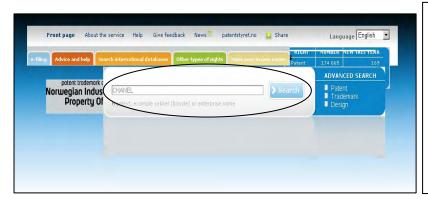


#### 手順3:

商標出願前に推奨される先行 調査の説明ページ

「1.NIPO's online database」 項の下線部

「Search online database」を クリック

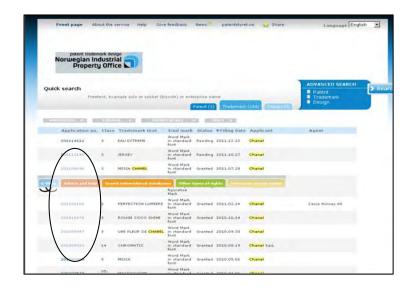


#### 手順4:

入力欄に商標名称や出願 人名などを入力して 「Search」ボタンを クリックする。

図形の種類、各種番号、各種日付などを組み合わせ て検索するための

「ADVANCED SEARCH」 も用意されている。



## 手順5:

検索結果のリスト

· Application No. 出願番号

· Class 分類

・Trademark text テキスト

・Kind mark 商標の種類

・**Status** ステータス

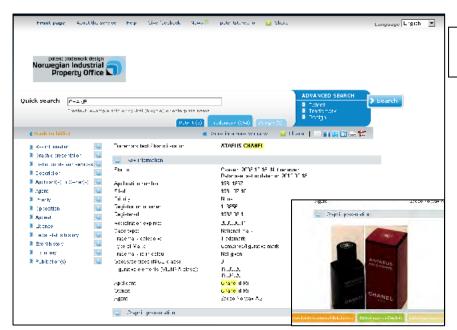
• Filing date 出願日

Applicant 出願人

・Agent 代理人

Application no.をクリックする と詳細が表示される。 なお、特許、商標、意匠それぞれ

なお、特許、商標、意匠でれてれ のヒット件数も表示される。



手順6:

各商標の詳細情報

## ②ノルウェーにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス: http://www.patentstyret.no/en/ (英語)

## 検索手順:



#### 手順1:

ノルウェー産業財産庁 (英語版)のトップペ ージ http://www.patentstyret.

<u>no/en/</u> の「Trademarks」を クリック



## 手順2:

商標についての各種 説明のページ

左枠内の「Before you apply」をクリック



## 手順3:

商標出願前に推奨される先行 調査の説明ページ

「1.NIPO's online database」項 の下線部

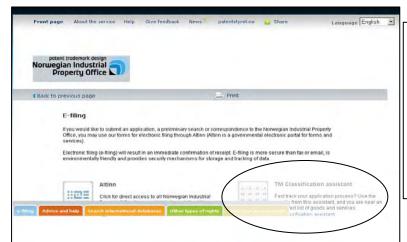
「Search online database」を クリック



#### 手順4:

検索条件入力ページ

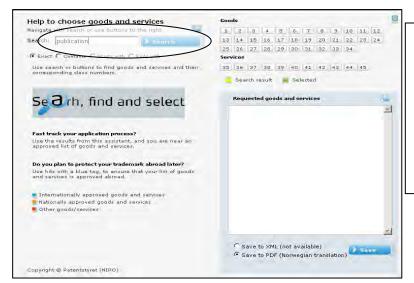
NEWS「Classification Assistant」の説明文章内にあ る「Try it here」をクリック



#### 手順5:

E-filing についての説明ペ ージ

TM classification Assistant の説明文章内にある「Classification Assistant」をクリック(ポップアップに隠れていて分かりにくい。)

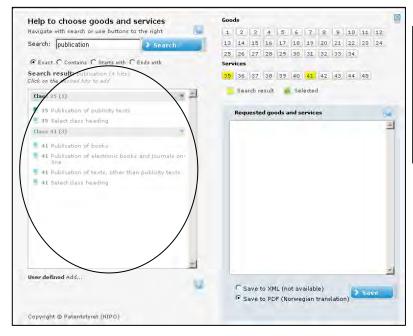


# 手順6:

分類検索のページ

入力欄に商品名、役務名 を入力して「Search」ボタ ンをクリック。

ここでは出版を意味する「publication」を入力。



# 手順7: 検索結果が表示 される。

「publication」は 役務の35類と41類 となっている。